

外部の労働者等からの公益通報事務処理要綱

1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）の規定に基づき、県（高知県行政組織規則第 3 条に規定する本庁及び出先機関）が外部の労働者等からの公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

2 通報相談窓口の設置

制度の概要、通報処理の手続き及び個別の通報に係る処分又は勧告等の権限を有する県の所属（以下「担当所属」という。）の問い合わせ等を行う通報相談窓口を、雇用労働政策課に設置するものとする。

雇用労働政策課は、通報の内容について、県が処分又は勧告等の権限を有しないときは、通報者に対して、遅滞なく、権限を有する国等の行政機関を教示しなければならない。

なお、その他の所属が通報を受け、担当所属に通報処理を依頼する場合又は通報者に権限を有する国等の行政機関を教示する必要がある場合で、依頼先又は教示先が不明の場合は、雇用労働政策課が対応するものとする。

3 通報対象及び通報者の範囲

（1） 通報対象の範囲

担当所属は、法第 2 条第 3 項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合、又は通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項について記載した書面等を提出する場合において、受け付けるものとする。

ア 通報者の氏名・名称及び住所・居所

イ 通報対象事実の内容

ウ 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

エ 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

（2） 通報者の範囲

通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に関係する事業者についての通報を次に掲げる者から受け付けるものとする。

ア 当該事業者には雇用されている労働者又は通報の日前 1 年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日 1 年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前 1 年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員。

イ 当該事業者の法令遵守を確保するうえで、必要と認められる 3 の（2）のア以外の者。ただし、この場合、法の定める公益通報者以外の通報者であるため、法の規定による保護の対象とならない。通報があった場合、その旨を十分に説明し、了解を得たうえで、受け付けの可否を判断するものとする。

4 担当所属における通報の処理

(1) 通報の受付

ア 担当所属は、通報者の秘密保持に配慮し、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容を把握するとともに、通報者の秘密は守られることを通報者に対して十分説明しなければならない。

イ 担当所属は、通報の内容を様式1「通報（外部）処理票」に記載するものとする。(2) 調査の実施

ア 担当所属は、法に基づく公益通報として受理した後、調査の必要があると認められる場合は、速やかに調査を実施しなければならない。

イ 調査の実施に当たっては、公益通報者の保護のため、当該通報者が特定されないよう十分に配慮したうえで、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

(3) 調査結果に基づく措置の実施

担当所属は、調査の結果、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。

5 通報等の報告

担当所属は、公益通報を受け付けたときは、様式2「外部の労働者等からの公益通報受付報告書」により、通報内容の概略を通報相談窓口（雇用労働政策課）に報告するものとする。

また、担当所属は、受け付けた公益通報について、一連の通報処理が終了したときは、様式3「外部の労働者等からの公益通報処理終了報告書」により通報相談窓口（雇用労働政策課）に報告するものとする。

6 通報者への通知

担当所属は、通報者に対して、公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を通知するものとする。ただし、通報者が通知を拒否する等特別な事情がある場合は、この限りでない。

また、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮したうえで、必要に応じて調査の結果、措置の内容等を通報者に通知するよう努めるものとする。

7 その他

(1) 秘密保持の徹底、利益相反関係の排除

通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(2) 協力義務

ア 各所属及び職員は、この要綱に定める通報について、他の所属等その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

イ 通報対象事実に関し、権限を有する所属等が複数ある場合においては、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡して協力するものとする。

(3) 通報関連資料の管理

各通報事案の処理に係る記録及び関係資料については、通報者の秘密保持に配慮し、適切な方法で管理するものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 15 日から施行する。